

議案第 128 号

伊賀南部環境衛生組合理約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、伊賀南部環境衛生組合理約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、名張市と協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀南部環境衛生組合規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和2年4月1日から伊賀南部環境衛生組合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定める。

令和元年 月 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀南部環境衛生組合理約の一部を変更する規約

伊賀南部環境衛生組合理約（昭和 45 年三重県指令上県総第 1220 号）の一部を次のよう
に変更する。

別表し尿処理施設の管理運営に要する経費の項を次のように改める。

し尿処理施設の管理運営に要する経費	名張市の負担とする。
-------------------	------------

別表備考 3 中「（し尿処理施設の管理運営に要する経費を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 2 年度以後の年度の分担金について適用し、令和元年度
までの分担金については、なお従前の例による。